



て意見交換できる関係の構築に努めること。

また、事例集Ⅰの配布スケジュール等については、別紙を参考とされたい。

事例集Ⅰの管理について、事例集Ⅰには、個人情報に係る記載を削除しているが、

等を掲載しており、紛失等によりその情報が外部に流出した場合は、労働基準監督機関に対する国民の信頼を失墜させるおそれがあるため、その取扱いには細心の注意を払うこと。また、関係職員に対しては、庁舎外への持出しを原則禁止とする等、管理の徹底を指示するとともに、各地方局労働基準部監督課において、配布状況及び余部の保管状況等について、組織的な管理を徹底すること。

## 別紙

### 1. 平成 28 年 2 月

- (1) 本省監督課より法務省刑事局公安課あてに事例集 I (データ版) を参考送付。
- (2) 法務省刑事局公安課長名で最高検察庁公安部長、各高等検察庁及び地方検察庁の次席検事あてに事例集 I (データ版) を参考送付。

### 2. 同年 3 月

- (1) 本省監督課より地方局監督課へ事例集 I (冊子) を送付。
- (2) 地方局への配布部数は、労働基準監督官全員分及び地検分 (規模に応じ 10 部から 30 部)。

### 3. 同年 4 月以降

- (1) 地方局幹部等が地検幹部又は担当検察官を訪問する等して事例集 I を必要部数配布すること。
- (2) 定期的に地検と連絡協議会等を開催している地方局においては、当該協議会等の場において、事例集 I の掲載事案や自局の送致事案に関する意見交換を実施するなどして意思疎通の促進を図ること。  
定期的な連絡協議会等の開催がない地方局においても、種々の機会をとらえて事例集 I の掲載事案や自局の送致事案に関して意見交換を行うこと。